

生駒市水道事業管理規程第6号

生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程等の一部を改正する等の規程を次のように公表する。

令和5年6月30日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程等の一部を改正する等の規程

(生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程の一部改正)

第1条 生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程(平成24年3月生駒市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(生駒市水道事業事務分掌規程の一部改正)

第2条 生駒市水道事業事務分掌規程(昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条 経営系の項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 下水道使用料の徴収に関すること。

(生駒市水道事業事務決裁規程の一部改正)

第3条 生駒市水道事業事務決裁規程(平成28年4月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生駒市水道事業における」を削る。

(生駒市水道事業公印規程の一部改正)

第4条 生駒市水道事業公印規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2

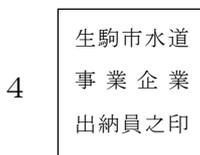
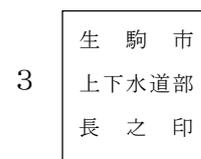
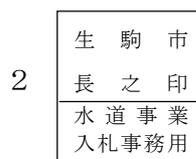
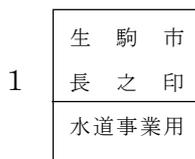
号)の一部を次のように改正する。

第9条中「他の職員が」を削り、「管理者印」を「市長印」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	ひな形番号	書体	寸法	使用区分	管理責任者
市長印	1	てん書	縦横 24mm	一般公印	総務課長
市長印	2	てん書	縦横 24mm	入札事務用	管理者が指定する者
上下水道 部長印	3	てん書	縦横 18mm	部長名の公文書	総務課長
企業出納 員印	4	てん書	縦横 18mm	企業出納員 名の公文書 及び領収印	総務課長



様式第2号から様式第4号までの規定中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市情報公開条例施行規程の一部改正)

第5条 生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市情報公開条例施行規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の一部改正)

第6条 生駒市水道事業管理者の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程（令和5年3月生駒市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

（生駒市水道料金徴収事務等委託規程の一部改正）

第7条 生駒市水道料金徴収事務等委託規程（平成28年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第2条第12号」を「第2条」に改める。

様式第2号中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

（生駒市水道施設工事負担金規程の一部改正）

第8条 生駒市水道施設工事負担金規程（平成4年4月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

（市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程等の廃止）

第9条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第6号）
- (2) 市長から事務委任された事務に関する事務専決規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第7号）
- (3) 生駒市水道事業管理者の職務を代理する職員を定める規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第5号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

（生駒市水道事業公印規程の一部改正に伴う経過措置）

2 この規程の施行の際現に第4条の規定による改正前の生駒市水道事業公印規程別表に規定する管理者印の印影及び生駒市水道事業管理者名が印刷されている納入通知書で残存するものは、この規程の施行の日から令和5年8月31日までの間に限り、改正後の同表に規定する市長印の印影及び生駒市長名が印刷されている納入通知書とみなして、なお使用することができる。

(生駒市水道料金徴収事務等委託規程の一部改正に伴う経過措置)

3 この規程の施行の際現に第7条の規定による改正前の生駒市水道料金徴収事務等委託規程の規定により交付されている委託業務従事者証は、改正後の生駒市水道料金徴収事務等委託規程の規定により交付された委託業務従事者証とみなす。

(生駒市水道施設工事負担金規程の一部改正に伴う経過措置)

4 この規程の施行の際現に第8条の規定による改正前の生駒市水道施設工事負担金規程の規定により提出されている様式は、改正後の生駒市水道施設工事負担金規程の規定により提出された様式とみなす。